

◎新潟県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 両津真野赤泊線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市下川茂2350番1から	新	16.5～76.5メートル	252.0メートル
同市下川茂1663番1まで	旧	11.5～43.0メートル	281.6メートル